**「電気・ガス料金負担軽減支援」に対する電気料金値引き適用規約**

株式会社なんとエナジー

この規約は、国の電気・ガス料金負担軽減支援について、なんとエナジーが実施する電気料金値引きの取扱いを定めるものです。

1. 適用範囲

低圧で電気の供給を受けるお客さま

高圧で電気の供給を受けるお客さま

1. 適用期間

低圧：2025年2月分（2月検針分）から2025年4月分（4月検針分）まで

高圧：2025年2月使用分から2025年4月使用分まで

1. 値引き単価（国が定める単価）

各月の燃料費調整単価から以下の値引き単価を差し引くことで電気料金の値引きを行ないます。

〈低圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

|  |  |
| --- | --- |
| **2025年1月検針日から****3月検針日の前日までのご使用分** | **2025年3月検針日から****4月検針日の前日までのご使用分** |
| **2．5０円/kWh** | **1．30円/kWh** |

　〈高圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

|  |  |
| --- | --- |
| **2025年2月1日から****3月31日までのご使用分** | **2025年4月1日から****4月30日までのご使用分** |
| **1．3０円/kWh** | **0．7０円/kWh** |

以　上

2024年12月25日制定